

議 長	局 長	次 長	総括主査	総括主査	課 員	担 当

第 16 回議会改革推進会議 会議記録簿

開 催 日	平成 26 年 10 月 23 日 (木)	場 所	第一委員会室
開催時間	午後 1 時 00 分～午後 3 時 15 分	休憩時間	時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分
出席委員	全 員 ・ 欠席 1 名 (山口健一委員、 委員、 委員)		
その他 出席者		事務局 出席者	大森正則事務局長、嵯峨一郎次長、 田高慎総括主査、長内紳悟主任

(適用・要旨)

進行：座長 八重櫻友夫議長

○案件

(1) 通年会期制の導入について

- ・ 11/4 開催予定の議員全員協議会に向けて、通年会期制導入の協議を今月中に整えたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。(八重櫻友夫座長)

- ・ 議会事務局から、「久慈市議会の会期等に関する条例 (案)」「久慈市議会会議規則の一部を改正する規則 (案)」「久慈市議会定例会規則を廃止する規則 (案)」「専決処分事項の指定についての一部改正について (案)」「久慈市議会広報発行規程の一部を改正する告示 (案)」の 5 件について説明の後、質疑が交わされた。

- ・ 議員選挙の年に限っては市長が招集することとなるが、来年の招集日はいつ頃になるか。
(小倉建一委員)

- ・ 議員選挙の年に限っては、任期満了日に一度閉会することになるか。(桑田鉄男委員)

- ・ 法律では議員の任期満了日に一旦、自動閉会となる。その後、議員任期が始まる日から 30 日以内に市長が招集することとなるため、任期開始日の 8 月 7 日から 30 日以内、恐らく 8 月中には市長から招集されるものとする。その後は、翌年 3 月 31 日の自動閉会となる (事務局 長内)

- ・ 選挙期間は会期中ということになるか。また、選挙期間中に議会が開かれる可能性もあるということか。(下館祥二委員)

・議員任期満了日までは会期中であることから、選挙期間中は会期中ということになる。選挙期間中に議会が開催されることも理論上あり得る。(事務局 長内)

・一事不再議の取り扱いはどう変わるか。(桑田鉄男委員)

・これまでは定例会ごとの会期のなかで、同一案件の再議決ができないことになっていたが、通年会期制では年間を通して会期中である。このため一連の会期をどこで区切るかということになるが、これまでの定例会に準じ、定例会議及び臨時会議ごとに区切ることとなる。(事務局 長内)

・不穏当発言に対する措置はどう変わるか。(小野寺勝也委員)

・発言訂正については、会期中に限って認められていたものを何日以内という日数制限で認めることとなる。また、不適切発言に対する懲罰動議については、これまで通り懲罰事犯があった日から3日以内ということである。(事務局 長内)

・専決指定事項を追加したことによって、専決後の議会提示はどういう形に変わるのか。(小野寺勝也委員)

・これまでの専決報告案件と同様の形で議会提出されてくる。また、報告案件についての質疑は慣例的に総括質疑において行っているものである。(事務局 長内)

・総括質疑ではなく、議案同様に報告案件1件1件に質疑を認めることはできないのか。(澤里富雄委員)

・報告案件に関しては、法律上は議会に報告すれば足りることとされており、議会によって取り扱い方が違っている。質疑を行っていない議会もある。(事務局 長内)

・法律上、報告案件に対して質疑できないとしているわけでないのであれば、これまで通り、慣例で総括質疑できるようにしておかなければならない。(桑田鉄男委員)

・市民から見た場合、報告案件に対する質疑がこれまで通りあるべきではないか。(小倉建一委員)

・報告案件に対する質疑は、これまで通り総括質疑の場で行うことができることを正式に申し合わせることにする。

・契約案件について1億5千万円以上のものが議会提出されるが、それを下回る案件についても議会に提示いただけないのか。(下館祥二委員)

・地方自治法施行令の基準額に基づいて、条例では1億5千万円以上としているものである。

1億5千万円未満は議会の権限外になってくるが、委員会所管事務調査で基準額を下回る契約案件について調査を行っている議会もある。(事務局 長内)

- ・地方自治法施行令では、都道府県・市・町村で基準額をそれぞれ定め、基準額を下回らないこととなっている。(事務局 嵯峨次長)

- ・議員が認知していない1億円規模の工事が結構ある。それらも認知できるような方策も必要ではないか。もう少し情報提供がほしいが、ホームページに公表されているものではどこの何の工事が良く分からない。(桑田鉄男委員)

- ・当局に対して、1億円以上の契約案件から情報提供してもらえるよう申し入れできないか。(澤里富雄委員)

- ・定例会ごとに5千万円以上の契約案件を一覧表にして提出してもらえるよう申し入れできないか。(小野寺勝也委員)

- ・議案説明会のタイミングで一覧表を提出してもらってもいいのではないか。(小倉建一委員)

- ・当局と相談する。(事務局 大森局長)

(2) かだって会議について

- ・前回10/10の議会改革推進会議において、佐藤先生助言のもと、かだって会議の振り返りとまとめを行ったところであり、そのときの内容を資料として本日配布している。

- ・かだって会議の振り返りとまとめを受け、次回は女性限定のかだって会議とし、やませデザイン会議からの誘いもあったことから、協働開催することとする。なお、ファシリテーターはやませデザイン会議にお願いする。

- ・かだって会議の報告書については、10/10の振り返りとまとめを基にして作成することとする。

- ・やませデザイン会議との打ち合わせ・意見交換の場を設定することとする。

- ・11/4開催予定の全員協議会で本日の協議内容を報告し、最終決定する。

(3) 議会活動の検証について

- ・これまでの議論を踏まえ、検証シートの各項目整理とその内容を事務局に作成させた。本日は内容確認と、空欄部分を埋めていくこととする。

○基本項目「住民参加」―「かだって会議の実施」

- ・新年度においては、かだって会議の茶菓子代を政務活動費から各会派按分拠出することとする。のぼり旗についても消耗品費で作成購入することとする。
- ・ファシリテーション研修を全議員対象で行うこととする。

○基本項目「議会の機能強化」―「政務活動の充実」

- ・政務活動費を利用していろいろな研修を受けたいと思っているが、受けることができない状況である。(桑田鉄男委員)

・先進地視察に行くにあたって、旅費が足りない。(小柳正人委員)

・東京での講演会・講習会に参加すれば、一回5～6万円はかかる。(小野寺勝也委員)

・東京1泊の研修会を年2回ぐらいは行いたいということで、月1万円ぐらいが妥当か。(八重櫻友夫座長)

・東京、大阪などで今、人口減対策をテーマにした研修会が多くなってきている。そういった研修会に年2回ぐらいでも行ければよいのではないかと考える。(小倉建一委員)

・定数報酬等研究報告書では、政務活動費を月2万5千円としている。そこの兼ね合いをどう考えていくのか。(小野寺勝也委員)

・月2万5千円となると、現行5千円から2万円増で年間総議員数では500万円を超える予算が新たに必要となる。予算要求に際してどう説得力をもたせられるか、また市民に対しても同様であると考えている。(事務局 長内)

・副市長が理解すればいい話である。(小倉建一委員)

・議会基本条例に沿って議会活動をしていくことは、予算も伴ってかかるということである。(八重櫻友夫座長)

・予算増額要求は行う方向でお願いしたい。(小倉建一委員)

・「政務活動の充実」は、予算充実だけに限ったことではないと考える。使途基準の拡充を図り、例えばタブレット議会を目指すのであれば、タブレット通信費の2分の1を支出できるようにするなど、ソフト面からのアプローチも考えていただきたい。(事務局 長内)

・現行5千円から2万5千円までもっていきけるかが難しい。最低でも月1万円は必要だということにならないか。(小野寺勝也委員)

・月額1万円ということでは、年間いくら予算増になるか。(八重櫻友夫座長)

・年間 144 万円の増である。以前、全員協議会の場で議長から、議会費全体で捉えたなかで、行政視察を隔年実施するなどスクラップビルドを図ったうえで新たに予算付けしたい部分を検討してはどうかとの話もあったところである。(事務局 長内)

・議員選挙の時期が東日本大震災でずれ込んだことから、選挙年と委員改選年の行政視察の廃止は現実味を帯びてくる。(桑田鉄男委員)

・その分を政務活動費に回してもらえればいいのか。(小柳正人委員)

・行政視察は行き先を探すのに毎年苦勞している実態があるので、その手法によって政務活動費を増額することでいいのではないかと。(小倉建一委員)

・課題となっている行政視察の事前事後活動の時間を考慮すれば、行政視察の隔年実施は妥当である。(桑田鉄男委員)

・議会費全体のなかで増減なしで収まったとしても、政務活動費を増額することへの市民に対する説明責任は必要ではないかと。(事務局 長内)

・新年度予算要求に際して、今日の議論を反映させた積算資料を作成し、次回議論することとする。

○基本項目「その他」―「議員定数のあり方」

・来年 1 月の議会報告会に向けて、どうするかをはっきりしなければならないことから、11/4 の全員協議会で皆さんの意見を聞くこととする。